二　第二十四条第二号の火薬庫の構造

三　第二十四条第三号の火薬庫の壁

四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉

五　第二十四条第五号の火薬庫の窓

六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置

七　第二十四条第七号の火薬庫の内面

七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

二　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

二　第二十四条第二号の火薬庫の構造

三　第二十四条第三号の火薬庫の壁

四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉

五　第二十四条第五号の火薬庫の窓

六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置

七　第二十四条第七号の火薬庫の内面

七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

二　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。